

# 滑川町立宮前小学校 PTA 会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、滑川町立宮前小学校 PTA といひ、事務所を宮前小学校におく。

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は、父母と教職員が協力して、児童の健全な育成、福祉の増進につとめ、あわせて会員の修養、親睦をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- 1 児童の教育環境をよくするための活動
- 2 学校家庭社会教育理解のための活動
- 3 会員相互の修養のための活動
- 4 その他、この会の目的達成に必要な活動

## 第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主的、自主的団体として、次の方針にしたがって活動する。

- 1 児童、青少年の教育並びに福祉のため、他の団体と協力する。
- 2 特定の政党、宗教にかたよる行動はとらない。
- 3 学校の人事やその他の管理には干渉しない。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員は次のとおりとする。

- 1 宮前小学校に在籍する児童の父母、またはこれの代わる者。(いずれも以下「P」という。)
- 2 宮前小学校に勤務する職員。(以下「T」という。)ただし、非常勤の職員の加入は任意とする。
- 3 Pは居住する地域の各地区委員会の会員に属する。

## 第5章 役員

第6条 この会の役員は次のとおりとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名 (T 1名、P 若干名)
- 3 監事 2名
- 4 幹事 若干名 (T 1名、P 若干名)
- 5 書記 若干名 (T 1名、P 若干名)
- 6 会計 若干名 (T 1名、P 若干名)

第6条の2 この会の活動に際し、PとTの連携を良好に保ち、かつ各員会活動の円滑な遂行を図るため、役員(監事を除く)によりPTA活動を総括する本部を置く。本部は、必要に応じて本部役員会を開催することができる。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。本部役員経験者は子どもの数に関わらず、学年委員会の委員、専門委員会の委員に選出されない。ただし自ら希望する場合はこの限りではない。地区委員の選出については適用されない。

第8条 役員は会員の中から次のとおり選出する。

- 1 会長、副会長、監事は常任委員会で選出、総会の承認を求める。
- 2 幹事、書記、会計は会長が委嘱する。

第8条の2 この会に顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、会長が委嘱する。
- 2 校長は前項の規定にかかわらず顧問となる。
- 3 顧問は、必要に応じて指導助言を行う。

4 顧問は、各会議に出席して意見を述べることができる。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総理し総会においては議長を務める。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 書記は、会長の指示により重要事項の記録並びに庶務を行う。
- 5 幹事は、会長の指示により会務を掌理する。
- 6 会計は、会長の指示により会計事務を処理し監査を受けて総会で会計報告を行う。

## 第6章 総会

第10条 総会はこの会の最高決議機関とし、定例総会は年1回年度初めに開き、臨時総会は必要により開くことができる。

第10条の2 総会は次の事項を審議し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

- 1 決算、事業報告の承認
- 2 役員、顧問、委員等の承認
- 3 予算、事業計画の承認
- 4 会則の改正
- 5 その他、会長が必要と認めた事項

## 第7章 委員会

第11条 この会に、次の委員会を置く。

- 1 常任委員会
- 2 学年委員会
- 3 専門委員会(教養・成人委員会、広報委員会)
- 4 地区委員会

第11条の2 常任委員会は、総会に次ぐ決議機関かつ事業運営の執行機関であり、次の委員をもって構成する。その他の常任委員会に関する事項は、別に定める。

- 1 校長
- 2 本部役員
- 3 学年委員
- 4 各専門委員長および副委員長
- 5 各地区委員長
- 6 その他、会長が認める者

第11条の3 学年委員および専門委員は、次のとおり選出する。その他の学年委員および専門委員会に関する事項は、別に定める。

- 1 役員選出は、原則として年度当初の懇談会において行い、総会で承認を受ける。
- 2 学年委員および教養・成人委員は各クラス1名、広報委員は各クラス2名を、会員の互選により選出する。

第11条の4 地区委員は、次のとおり選出する。その他の地区委員会に関する事項は別に定める。

- 1 各地区の会員の中から一定数の委員を互選で選出し、総会で承認を受ける。
- 2 地区において20世帯を超えたときは2名以上とする。

## 第8章 会計

第12条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第13条 会費は会員一人あたり年間2,400円とし、二期に分納する。ただし、事情により会費を免除することができる。